平成 30 年 10 月 16 日 公益社団法人 教育文化協会

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について(公表)

当法人は、平成 20 年 12 月 31 日に施行された改正国家公務員法等の規定に関し、 国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出を おこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨 公表いたします。

[本件連絡先]電話 03-5295-5421FAX 03-5295-5422電子メール info-ilec@sv.rengo-net.or.jp

(参考) 改正国家公務員法の規定

- ○国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- 〇独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 54 条の 2 第 1 項において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- 〇職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第32条
- 〇特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成20年政令第390号)第18条
- 〇職員の退職管理に関する内閣府令(平成20年内閣府令第83号)第9条
- 〇特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令(平成 20 年内閣府令第 84 号)第 8 条